

平成 27 年(2015 年) 5 月 15 日

滋賀県知事 三日月 大 造 様

滋賀県特別職報酬等審議会

会 長 秋 月 謙 吾

滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料等の額
について (答申)

平成 27 年 4 月 20 日付け滋人第 383 号により当審議会に対し、諮問された滋賀県議会議員
の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料等の額について、下記のとおり答申します。

記

1. 改定額等

(1) 議員報酬および給料の額

議 長	月	額	9 8 0, 0 0 0	円
副議長	月	額	8 5 0, 0 0 0	円
議 員	月	額	8 0 0, 0 0 0	円
知 事	月	額	1, 2 5 0, 0 0 0	円
副知事	月	額	9 8 0, 0 0 0	円

(2) 退職手当の支給割合等

知 事	支給割合	100 分の 59	手当額	3 5, 4 0 0, 0 0 0	円
副知事	支給割合	100 分の 41	手当額	1 9, 2 8 6, 4 0 0	円

2. 実施時期

速やかに実施すべきと考える。

3. 改正の考え方

(1) 議員報酬

従来どおり、議長は副知事と同額とし副議長および議員は知事の引下げ率を適用する
ことが適当であると判断した。

(2) 知事および副知事の給料の額

従来どおり、知事は人口・財政規模類似団体の平均額と均衡を図り、副知事は知事の
引下げ率を適用することが適当であると判断した。

(3) 知事および副知事の退職手当

知事、副知事ともに人口・財政規模類似団体の平均額と均衡を図ることが適当であると判断した。

4. 附帯意見等

- (1) 本審議会は、前回の審議会答申（平成8年2月6日）から長期間にわたって開催されておらず、社会経済情勢の変化や他の都道府県の動向を適宜報酬等に反映するため、適切な時期に開催することが望ましい。
- (2) 今回の答申は、特別職の職員の職責が変化したと考えたものではなく、人口・財政規模類似団体との均衡を基本として引下げたものである。